

「公益信託武智義加ものづくり奨学基金」の2022年度奨学金申請手続きについて

受託者 株式会社 伊予銀行
公益信託事務局

1. 応募資格の確認

(1) 当制度は以下の要件を満たす方が有資格者となります。

- A. 愛媛県内の大学の理工学系学部¹に在学している大学生で3年次又は4年次の方
- B. 愛媛県内の大学院の理工学系研究科修士課程又は博士前期課程に在学している方
- C. 愛媛県内の工業高等専門学校²の専攻科に在学している方で、つぎの要件を全て満たす方。
 - (a) 将来、技術者を目指している方
 - (b) 品行方正で、かつ学業成績が優秀な方
 - (c) 家計の状況等により経済的支援が必要な方
 - (d) 卒業まで2年以内の方(他の奨学金と併せて給付を受けることができます。)

2. 提出書類（提出部数は各1部、留意事項参照）

- (1) 「公益信託武智義加ものづくり奨学金給付申請書」様式1-1、1-2
 - (2) 「推薦書」様式2
 - (3) 「個人情報利用に関する確認・同意書」様式3
 - (4) 「学業成績証明書」
 - (5) 「父母両方（またはこれに代わって家計を支えている方）および本人の所得確認資料」
 - (6) 申請書類送付書様式4
- 上記（1）～（6）の書類が揃っていることを確認のうえ送付

3. 提出書類の提出方法および提出期限

申請方法の提出方法（学校に提出するか、直接事務局に送付するか）につきましては、在学する学校にお問い合わせ下さい。

なお、事務局での募集期間は2022年3月22日（火）～4月22日（金）必着となっております。

【応募者個人が直接送付する場合の書類送付先】

「簡易書留郵便」にてご送付下さい。

〒790-8514

松山市南堀端町1番地

株式会社 伊予銀行 法人コンサルティング部

「公益信託武智義加ものづくり奨学基金」公益信託事務局

4. 選考と結果の通知

(1) 応募書類に基づき6月開催予定の運営委員会で奨学生を決定します。

- (2) 結果は採否にかかわらず学校経由（郵便）で通知します。
- (3) 初回給付が行われる7月初旬までに通知がない場合は、学校に当公益信託事務局からの通知が届いてないか確認して下さい。
- (4) 万一、学校に通知が届いてなかった場合は、当公益信託事務局までお問い合わせ下さい。

5. その他

- (1) 申請受付後、必要によりご送付いただいた添付書類以外の書類をご提出いただく場合があります。
- (2) 応募書類は、奨学生への採否にかかわらず返却いたしません。
- (3) 助成資金に限りがあるため、選考の結果によっては残念ながら採用を見送らせていただくことも数多く予想されますので予めご了承・ご容赦下さい。
- (4) 奨学生に採用された方は、年度終了後、報告書を提出していただきます。

6. お問い合わせ先

伊予銀行 法人コンサルティング部

「公益信託武智義加ものづくり奨学基金」公益信託事務局

TEL 089-907-1062

提出書類に漏れがある場合、事務局から連絡は致しません。

送付の際に必要な書類が揃っていることを十分ご確認ください。

提出書類についての留意事項

1. 奨学金給付申請書 **様式1-1、1-2**

記入箇所は漏れなく記入して下さい。

(1) 生計を同じくする家族状況の欄

A. 生計を同じくする者は、同居、別居を問わず全員記入して下さい。ただし、別居独立の生計を営む兄弟姉妹、祖父母等、死亡又は生別した者等を記入する必要はありません。

B. 本人の収入は、アルバイト収入等を記入して下さい。

C. 年間収入は、以下の要領で記入して下さい。

確定申告書、所得証明書、源泉徴収票は、前年度の総収入が分かるもの。

(ただし、当年度中又は前年度中に離職・転職された方は、今年度の予定金額を記入して下さい)

●自営業の方 「確定申告書」の収入金額等の欄(給与～一時)に記載されている金額の合計金額

●給与収入の方 「源泉徴収票」の「支払金額」の欄に記載されている金額、または「所得証明書」の「給与支払金額(給与収入)」欄に記載されている金額

●年金収入の方 「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」欄に記載されている金額、または「所得証明書」の「公的年金等収入金額」欄に記載されている金額

D. 上記収入以外に養育費、臨時収入、生活保護受給額、児童扶養手当額など、日常生活を賄っている資金がある場合は、「その他収入」欄へ状況が分かるように記入して下さい。

(2) 奨学金を希望する理由欄

A. 申請理由の妥当性および緊急性がわかるようご記入下さい。

B. 家族の状況、両親の状況ならびに兄弟姉妹の状況など

C. 本人の学業等に対する努力の程度

D. 他の奨学金の申請、あるいは給付の有無など

2. 推薦書 **様式2**

申請者のことをよくご存知の先生(例：担任・指導教官等)に依頼して下さい。内容が同じであれば学校側がWord等で作成したものでも構いません。

3. 個人情報利用に関する確認・同意書 **様式3**

申請者、保護者が必ず内容を確認のうえ、各々が署名して下さい。

4. 学業成績証明書

(1) 過去年次分をご提出下さい。

(例：4年生の方は1～3年生時の3年間分の学業成績証明書を提出して下さい。)

(2) 大学院生は大学時のものもご提出下さい。

5. 保護者またはこれに代わって家計を支えている方の所得確認資料

- 下記 (1)、(2) の両方の資料を提出して下さい。(収入がない方は (1) のみ)
- 父母両方の確認資料が必要です (死亡、生別の場合は不要)。
- 本人が以下のいずれかに該当する独立生計者の場合は、保護者に代わって本人の所得確認資料を提出して下さい。
 - ・ 社会的養護を必要とし 18 歳となるまで児童養護施設等に入所している (いた) 方
 - ・ 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でなく、父母等と別居しており、本人 (配偶者を含む) が父母等から経済的な援助を受けていない方
- 所得確認資料にマイナンバー (個人番号) が記載されている場合は、マイナンバーが判読不能となるようにマスキング (黒塗り) して提出して下さい。

(1) 市区町村役場発行の最新の所得証明書

- A. 前年度の所得証明書 (市区町村の窓口でまだ発行できない場合は前々年度でも可)
- B. 無収入の方の場合は、収入金額 0 円の所得証明書または非課税証明書によって収入のないことを証明して下さい。
- C. 所得証明書の名称は、各地方自治体によって異なります。
(例) 市町村民税・県民税課税証明書

(2) 職業に応じた所得確認資料 (兼業の場合は該当の全ての確認資料を提出)

- A. 給与所得者
前年分源泉徴収票の写 (勤務先から交付)
- B. 自営業者、給与以外の所得のある方
前年分確定申告書 (税務署受付印のあるもの※) の写
※ 確定申告書を税務署へ郵送された方は本人控を、e-Tax で申告された方は受信通知の内容を印刷してご提出下さい。
第一表、第二表、青色申告決算書または白色申告収支内訳書、3 種類全てが必要です。
- C. 年金受給者
前年分公的年金等の源泉徴収票または年金振込通知書の写
- D. パート・アルバイトの方
支払明細等の写 (勤務先から公布)。明細がない場合、収入額の分かるものであれば可。

6. 本人の収入確認資料 (該当ある場合)

収入確認資料にマイナンバー (個人番号) が記載されている場合は、マイナンバーが判読不能となるようにマスキング (黒塗り) して提出して下さい。

(1) アルバイト等にて本人の収入がある方

支払明細等の写 (勤務先から公布)。明細がない場合、収入額の分かるものであれば可。

(2) 本人の奨学金等の受給がある方

奨学金の採用通知書等の写 (受給額の分かるもの)

※現在申請中の方は、写の提出は不要です。但し、「奨学金申請書」様式1の「他の奨学金の受給」欄へ記入して下さい。